

プロジェクト **資本の特徴を有する金融商品**

項目 **IASB 公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」に対するコメントの検討**

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2023 年 11 月 29 日に公開草案「資本の特徴を有する金融商品（IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案）」（以下「ED」という。）を公表している（コメント期限：2024 年 3 月 29 日）。本資料は ED に対するコメントの検討を行うことを目的としている。
2. なお、第 139 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 1 月 24 日開催）にて説明した ED の概要を参考資料としている。

コメントの検討

3. 以下、ED の各質問に沿ってコメントを検討する。

質問 1—関連する法律又は規則の影響（IAS 第 32 号の第 15A 項及び AG24A 項から AG24B 項）

IASB は次のことを明確化することを提案している。

- (a) 法律又は規則により強制可能であり、関連する法律又は規則により創出されたものに追加される契約上の権利及び義務のみが、金融商品又はその構成部分を金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類するにあたり考慮される（第 15A 項）。
- (b) 法律又は規則のみによって創出されるものではないが、関連する法律又は規則によって創出された権利又は義務に追加される契約上の権利又は義務は、金融商品又はその構成部分を分類するにあたって全体を考慮しなければならない（AG24B 項）。

結論の根拠の BC12 項から BC30 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、

その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(事務局の分析)

4. EDの提案は、契約上の権利及び義務を分類に考慮する現行のIAS第32号「金融商品：表示」の取扱いを基本的に踏襲するものである。
5. これに関して、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」などでは、適用される法律を含む、すべての事実及び状況を考慮することとされており、IFRS会計基準の間で統合的な取扱いとなっていない。
6. また、EDの提案に基づく、金融商品の決済又は転換に影響を与える条項が契約にあるか、法律にあるかによって、発行者に課せられる義務に実質的な違いがないにも関わらず、異なる分類となる可能性がある。この1つの例として、規制された銀行が発行するいわゆるベイルイン金融商品があるとされている。
7. 分類のバラつきが生じる場合、実質的な違いのない金融商品について、企業間で異なる分類となる、連結グループ内で異なる分類となる等の弊害が生じる可能性がある。
8. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

提案に反対する。

提案は、金融商品の分類を検討するにあたり、契約条項のみを考慮する現行のIAS第32号の考え方を大きく変更しないことを基礎としていると理解しているが、提案に基づく、金融商品の決済又は転換に影響を与える条項が契約にあるか、法律にあるかによって、発行者に課せられる義務に実質的な違いはないにも関わらず、異なる分類となる可能性がある。これに関して、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」などでは、適用される法律を含む、すべての事実及び状況を考慮することとされていることと異なっていると考える。

提案のように契約条項に焦点を当てる取扱いは、具体的な弊害を生じさせる可能性がある。例えば、規制された銀行がいわゆるベイルイン金融商品を発行する場合、当該金融商品がTier 2の扱いを受ける条件を充足する方法として、契約条項に基づくか否かについて各法域に裁量の余地があるとされている。このため、当該法域がどの方法を採用するかにより、分類にバラつきが生じる可能性があることが指摘されてい

る。

質問 2—企業自身の資本性金融商品での決済（IAS 第 32 号の第 16 項、第 22 項、第 22B 項から第 22D 項、AG27A 項及び AG29B 項）

IASB は、IAS 第 32 号の第 16 項(b)(ii)における固定対固定の条件がどのような場合に満たされるのかを明確化することを提案している。企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて交換されるべき対価の金額が企業の機能通貨で表示され、次のいずれかであることが要求される旨を定めることによってである。

(a) 固定されている（いかなる状況でも変動しない）、又は

(b) 次の理由によってのみ変動可能である。

(i) 維持修正。これは企業に将来の株主の相対的な経済的利益を現在の株主と同等以下に維持することを要求する修正

(ii) 時の経過による修正。これは、事前に決定され、時の経過のみにより変動し、当初認識時に企業自身の資本性金融商品のそれぞれと交換される対価の金額の現在価値を固定する効果を有する修正（第 22B 項から第 22C 項）。

IASB は、デリバティブが一方の当事者に、複数のクラスの企業自身の資本性金融商品の間で決済の選択肢を与えている場合に、決済時に引き渡される可能性のある各クラスの企業自身の資本性金融商品について固定対固定の条件が満たされるかどうかを企業が検討することを明確化するように提案している。そうしたデリバティブは、決済の選択肢のすべてが固定対固定の条件を満たす場合にのみ、資本性金融商品である（AG27A 項(b)）。

IASB はさらに、企業自身のあるクラスの非デリバティブ資本性金融商品の固定数と企業自身の他のクラスの非デリバティブ資本性金融商品の固定数との交換によって決済されるか又は決済される可能性のある契約は資本性金融商品である旨を明確化することも提案している（第 22D 項）。

結論の根拠の BC31 項から BC61 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、

その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(事務局の分析)

9. EDのように、維持修正及び時の経過による修正の2つのカテゴリーについては、条件に変動性が含まれる場合でもそれが固定対固定の条件と整合的であるとする論拠が比較的、明確であり、これらのカテゴリーについていわゆる固定対固定の条件を明確化することは適切と考える。
10. なお、維持修正については、「企業に将来の株主の相対的な経済的利益を現在の株主と同等以下に維持すること」(質問2(b)(i))とされている。この点、「同等」であることは特段、異論はないと考えられるものの、「同等」より上の場合(将来の株主が相対的に有利な場合、BC48項)と下の場合(現在の株主が相対的に有利な場合、BC49項)を対称的に扱わず、「同等」より下の場合のみ、固定対固定条件と整合的とされている。
11. これについて、BC49項では、「同等」より下の場合でも固定対固定の条件に当てはまる場合があることが示されているが、「同等」より下の場合が選好される考え方は必ずしも明らかではない。
12. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

基本的に異論はないが、次についてコメントする。

- (1) EDでは、維持修正を正当化する論拠について、BC47項において、現在と将来の資本性金融商品保有者が企業の純資産に対して同じ相対的な残存持分を有することを確保することと言及している。この点、BC48項では現在の資本性金融商品保有者の犠牲で将来の資本性金融商品保有者を有利にする可能性のある修正の例が示され、BC49項ではその反対の例が示されている。このうち、後者のケースのみ固定対固定の条件と整合的であることが提案されており、現在の資本性金融商品保有者を有利にする場合でも純粋な固定対固定条件に合致する場合があることが示されているが、現在の資本性金融商品保有者を有利にするものの考え方が必ずしも明らかでないため、その論拠を明らかにすることが必要と考える。

質問 3—企業自身の資本性金融商品を購入する義務 (IAS 第 32 号の第 23 項及び AG27B 項から AG27D 項)

IASB は、次のことを明確化することを提案している。

- (a) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約についての IAS 第 32 号の要求事項は、企業自身の他のクラスの資本性金融商品の可変数を引き渡すことによって決済される契約にも適用される (第 23 項)。
- (b) 企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時に、当該義務が関連する資本性金融商品の所有に関連した権利及びリターンに対するアクセスを企業がまだ有していない場合には、当該資本性金融商品は引き続き認識される。したがって、金融負債の当初金額は、非支配持分又は発行済みの株式資本以外の資本の内訳項目から除去される (AG27B 項)。
- (c) 企業は金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチを使用することを要求される。すなわち、負債を償還金額の現在価値で測定し、相手方がその償還権を行使する確率及び見込まれる時期は無視する (第 23 項)。
- (d) 金融負債の再測定に係る利得又は損失は純損益に認識される (第 23 項)。
- (e) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約が引渡しをせずに期限満了となる場合に、
 - (i) 当該金融負債の帳簿価額は金融負債から除去され、当該金融負債の当初認識時に除去されたのと同じ資本の内訳項目に含められる。
 - (ii) 金融負債の再測定により過去に認識した利得又は損失を、純損益に戻し入れることはしない。しかし、企業は当該利得又は損失の累計額を利益剰余金から資本の他の内訳項目に振り替えることができる (AG27C 項)。
- (f) 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約のうち、総額で現物決済される (すなわち、対価が自己の資本性金融商品と交換される) ものは、総額で表示することが要求される (AG27D 項)。

結論の根拠の BC62 項から BC93 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(事務局の分析)

13. ED の提案については、主に次がポイントとなると考えるが、それぞれ相応の論拠があると考えられ、異論を述べることは難しいと考える。

(1) 企業は、企業自身の資本を償還金額の現在価値で買い戻す義務を認識する

この取扱いは、現行の IAS 第 32 号第 23 項で示されるもので、ED では「総額表示」と呼ばれている (BC66 項)。これに関して Uh1 理事が「純額表示」の検討を示唆する代替的見解を示しているが、ED では、IAS 第 32 号の論拠を示しつつ、本プロジェクトの範囲を超えるとして変更は提案されていない。この「総額表示」については強制的に償還される株式等の表示との整合性など、一定の論拠があると考えられ、異論を述べることは難しいと考える。

(2) 企業自身の資本性金融商品を償還する義務の当初認識時に、当該義務が関連する資本性金融商品の所有に関連した権利及びリターンに対するアクセスを企業がまだ有していない場合には、当該資本性金融商品は引き続き認識される (上記(b))。

NCI プットと呼ばれる売建プットの場合、ED の提案に従うと、金融負債が認識されつつ、非支配持分も維持される結果となる。この点、BC77 項にあるように、一部の関係者は、非支配持分を二重計算することになるため非支配持分の帳簿価額を売建プット・オプションによって減額することを提案している。

しかしながら、非支配株主が有する権利及びリターンに対するアクセスはまだ消滅していないため、オプションが行使される前で非支配持分が減額されることも違和感が生じる可能性がある。このため、非支配持分を維持しつつ、金融負債の当初の金額を非支配持分又は発行済株式資本以外の資本の内訳項目から除去することにも相応の論拠があると考ええる。

(3) 企業は金融負債の当初測定と事後測定に同じアプローチを使用することを要求される。すなわち、負債を償還金額の現在価値で測定し、相手方がその償還権を行使する確率及び見込まれる時期は無視する (上記(c))

確率を考慮する等の測定は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」等の他の会計基準との整合性から考え得るものの、現行の取扱いを大きく変更することにつながることであり、また、事後測定の困難さを伴う点でハードルがあると考ええる。

(4) 金融負債の再測定に係る利得又は損失は純損益に認識される（上記(d)）

実務では見解が分かれていると認識しているが、金融負債の再測定を純損益とすることについては、財務報告に関する概念フレームワークにおける income や expense の定義とも整合すると考えられ、純損益とする提案に異論を述べることは難しいと考える。

14. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

基本的に異論はないが、次の点についてコメントする。

- (1) 金融負債の測定に確率を考慮しない点に関して、発行者が偶発事象による時点や結果をコントロールできないことは他の負債でも同様の場合があるため、この理屈が他の負債の測定にも影響を与える可能性がある。このため、負債の測定を扱った他の会計基準（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」等）の測定の考え方との違いを整理すべきと考える。

質問 4—条件付決済条項（IAS 第 32 号の第 11 項、第 25 項、第 25A 項、第 31 項、第 32A 項、AG28 項及び AG37 項）

IASB は、次のことを明確化することを提案している。

- (a) 条件付決済条項を含んだ金融商品の一部は、負債部分及び資本部分を含んだ複合金融商品である（第 25 項及び第 32A 項）。
- (b) 条件付決済条項から生じた金融負債（又は複合金融商品の負債部分）の当初測定及び事後測定は、条件とされる事象の発生又は不発生確率及び見込まれる時期を考慮に入れない（第 25A 項）。
- (c) 発行者の裁量による支払は、たとえ複合金融商品の資本部分の当初の帳簿価額がゼロであっても、資本に認識される（第 32A 項及び AG37 項）。
- (d) 「清算」という用語は、企業が営業を永久的に停止した後に開始するプロセスを指す（第 11 項）。
- (e) 契約条件が IAS 第 32 号の第 25 項(a)に従って「真正なものでない」かどうかの評価は、具体的な事実及び状況に基づく判断を要し、条件とされる事象が発生す

る確率又は可能性のみに基づくものではない（AG28 項）。

結論の根拠の BC94 項から BC115 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

（事務局の分析）

15. 条件付決済条項を含む金融商品の取扱いを明確化するものであり、特段、異論はない。ただし、これについても、質問 3 の金融負債の測定と同様の論点があると考ええる。
16. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

（事務局の気付事項）

基本的に異論はない。測定に関して、Q3 と同様のコメントがある。

質問 5—株主の裁量（IAS 第 32 号の AG28A 項から AG28C 項）

IASB は次のことを提案している。

- (a) 企業が現金又は他の金融資産の引渡し（又はそれ以外で当該金融商品を金融負債となるような方法で決済すること）を回避する無条件の権利を有しているかどうかは、株主の裁量が生じる事実及び状況に応じて決まる旨を明確化する。株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価するためには判断を要する（AG28A 項）。
- (b) その評価を行うにあたり企業が考慮することを要求される要因、すなわち、次のようであるかどうかを記述する。
 - (i) 株主の意思決定の性質が日常的である（企業の事業活動の通常過程で行われる）。
 - (ii) 株主の意思決定が、提案される行動又は企業の経営者が開始する取引に

関連している。

- (iii) 異なるクラスの株主が、株主の決定から異なる形で便益を得る。
- (iv) 株主の意思決定権の行使により、株主が企業に対して、株式の償還（又は株式に対するリターンの支払）を現金又は他の金融資産で行う（又はそれ以外で金融負債となるような方法で決済する）ことを要求できるようになる（AG28A 項(a)から(d)）。

(c) それらの要因の適用に関するガイダンスを提供する（AG28B 項）。

結論の根拠の BC116 項から BC125 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

（事務局の分析）

17. 株主の裁量が問題となるものとして、ED では、次の事例が示されている（BC116 項）。

（前略）例えば、普通株主の承認を条件として利息を支払うことを要求する優先株式を企業が発行する。利害関係者は、そのような状況において、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうか、及び株主の意思決定権が、企業が金融商品を現金で（又は他の形で金融商品が金融負債となるような方法で）決済することを回避する無条件の権利を有しているかどうかを質問した。

18. この他の例として、IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパーで示されている例を別紙に示している。

19. 株主は株主総会での意思決定や、企業の経営者の選任を通じて自らの意思を企業の行動に反映することができるため、多くの場合、株主の意思と企業の意思は整合すると考えられる。

20. その一方で、所有構造が複雑化した企業において、株主間の利害が異なる場合があり、株主の意思が企業の意思とは言えない場合がある可能性がある。

21. 株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかは、事実及び状況に左右されると考えられるため、一定の目安を示して企業が評価することとする ED の提案については一定の意義があると考え。
22. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

基本的に異論はない。

質問 6—金融負債及び資本性金融商品の分類変更 (IAS 第 32 号の第 32B 項から第 32D 項及び AG35A 項)

IASB は次のことを提案している。

- (a) 当初認識後に金融商品の分類変更を禁止する一般的な要求を追加する。ただし、IAS 第 32 号の第 16E 項が適用される場合又は契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化する場合を除く (第 32B 項から第 32C 項)。
- (b) 契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化する場合に、企業が次のようにする旨を定める。
- (i) 状況の変化が生じた日から将来に向かって金融商品を分類変更する。
- (ii) 資本から分類変更した金融負債を分類変更日現在の当該金融負債の公正価値で測定する。資本性金融商品の帳簿価額と分類変更日現在の金融負債の公正価値との差額は資本に認識される。
- (iii) 金融負債から分類変更した資本性金融商品を分類変更日現在の金融負債の帳簿価額で測定する。分類変更時に利得又は損失は認識されない (第 32D 項)。
- (c) 契約上の取決めの外部の状況の変化が分類変更を必要とする例を示す (AG35A 項)。

結論の根拠の BC126 項から BC164 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、

その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

発生した状況の変化が生じた日から将来に向かって当該金融商品の分類変更を行うという提案は、実務上の困難を生じさせるか。その場合には、その実務上の困難及びそれらが生じる状況を記述されたい。

(事務局の分析)

23. IAS 第 32 号では、分類の変更の一般的な取扱いが設けられておらず、ED の提案のように、当初の分類の変更を限定する方向とすることに異論はない。

24. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

基本的に異論はない。ただし、契約条項が変更された場合の扱いでないことを明確にすべきと考える。

質問 7—開示 (IFRS 第 7 号の第 1 項、第 3 項、第 12E 項、第 17A 項、第 20 項、第 30A 項から第 30J 項及び B5A 項から B5L 項)

IASB は次のことを提案している。

- (a) IFRS 第 7 号の目的を拡張して、企業がどのように資金調達するのか及び所有構造がどのようなものなのか (報告日現在の発行された金融商品からの所有構造の潜在的な希薄化を含む) を財務諸表利用者が理解できるようにする (第 1 項)。
- (b) IAS 第 32 号における資本性金融商品の定義を満たすデリバティブへの言及を IFRS 第 7 号の第 3 項(a)から削除する。
- (c) IAS 第 1 号から第 80A 項及び第 136A 項を IFRS 第 7 号に移す。これらの項は、IAS 第 32 号の第 16A 項から第 16B 項及び／又は第 16C 項から第 16D 項に従って資本に分類された金融商品に関する開示についての要求事項を示している (第 12E 項及び第 30I 項)。IASB は、第 80A 項を拡張して、契約上の取決めの外部の状況の変化による契約上の取決めの実質の変化がある場合の分類変更を扱うようにすることも提案している。

(d) IFRS 第7号の第20項(a)(i)を修正して、企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債に係る利得又は損失を、各報告期間において他の金融負債に係る利得又は損失と区分して開示することを企業に要求する。

(e) 複合金融商品に関する開示要求を IFRS 第7号に含める (第17A項)。

IASBは、以下に関する情報を開示するよう企業に要求することを提案している。

(a) 金融負債及び資本性金融商品から生じた清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位 (第30A項から第30B項)

(b) 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件 (第30C項から第30E項及びB5B項からB5H項)

(c) 時の経過とともに有効となるか又は有効でなくなる契約条件 (第30F項)

(d) 普通株式の潜在的な希薄化 (第30G項から第30H項及びB5I項からB5L項)

(e) 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んでいる金融商品 (第30J項)

結論の根拠のBC170項からBC245項は、これらの提案に対するIASBの論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

(事務局の分析)

25. 提案される開示は概ね財務諸表利用者が支持するものであり、それらの開示は発行される金融商品の理解に役立つと考える。

26. ただし、多数、多種類の金融商品を発行している企業において、負担は大きなものとなる可能性がある。これまで一定の負担を軽減するため、契約条件の開示の対象を金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品とするなどの方策が採られているが、十分ではなく、さらなる方策を検討すべきと考える。

27. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

提案される開示のうち、「(a) 金融負債及び資本性金融商品から生じた清算時の企

業に対する請求権の性質及び優先順位」、「(b) 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件」及び「(c) 時の経過とともに有効となるか又は有効でなくなる契約条件」は、多数、多種類の金融商品を発行している企業において、大きな負担となる可能性がある。この負担を軽減するため、次の方策を検討すべきと考える。

- (1) 開示の対象となる金融商品を特に重要なものに絞る方策
- (2) IFRS 第7号 B6項に示される財務諸表以外の文書での情報の相互参照をより容易にする方策

質問 8—普通株主に帰属する金額の表示（IAS 第1号の第54項、第81B項及び第107項から第108項）

IASBは、IAS 第1号を修正して普通株主に帰属する金額に関する追加的な情報を提供することを企業に要求している。修正案は次のようなものである。

- (a) 財政状態計算書は、親会社の普通株主に帰属する発行済みの株式資本及び剰余金を親会社の他の所有者に帰属する発行済みの株式資本及び剰余金と区分して示す（第54項）。
- (b) 包括利益計算書は、親会社の所有者に帰属する純損益及びその他の包括利益について親会社の普通株主と他の所有者との間での配分を示す（第81B項）。
- (c) 持分変動計算書において調整された資本の内訳項目には、普通株式資本の各クラス及び他の拠出資本の各クラスが含まれる（第108項）。
- (d) 普通株主に係る配当金額は、企業の他の所有者に係る金額と区分して表示される（第107項）。

結論の根拠の BC246 項から BC256 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

発行済みの株式資本及び剰余金を親会社の普通株主と他の所有者との間で配分する要求案は、要求されている金額を算定するにあたり実務上の困難を生じさせるか。その場合、考え得る困難を記述し、追加のガイダンスが有用となる領域を明示されたい。

(事務局の分析)

28. 提案される表示は概ね財務諸表利用者が支持するものであり、それらは発行される金融商品の理解に役立つと考える。
29. ディスカッション・ペーパーでは、他の所有者を細分して、各所有者に対する持分額の算定を求めていたが、ED では細分化はされておらず、より実務に配慮するものとなっている。しかし、親会社の普通株主と他の所有者との間の金額の配分について定まった考え方はないため、一定の方向性を示さないと運用に困難が生じる恐れがある。
30. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

親会社の普通株主と他の所有者との間での配分金額を算定するにあたってのガイダンスがなく、運用上の困難が生じると考える。例えば、他の所有者に支払うクーポンの支払時期及び金額について企業に裁量がある場合の取扱いや、クーポンの支払が生じないワラント等の取扱いに運用上の困難が生じると考える。このため、一定の方向性を示す必要があると考える。

質問 9—経過措置 (IAS 第 32 号の第 97U 項から第 97Z 項)

IASB は、修正案を比較情報を修正再表示して遡及適用するよう企業に要求することを提案している (完全遡及アプローチ)。しかし、コストを最小限にするため、IASB は、たとえ企業が財務諸表において複数の比較期間を表示することを選択するか又は要求される場合であっても、複数の比較期間について情報の修正再表示を要求しないことを提案している。

IFRS 会計基準をすでに適用している企業について、IASB は次のことを提案している。

- (a) 企業が IFRS 第 9 号「金融商品」における実効金利法を遡及適用することが実務上不可能 (IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で定義) である場合に、移行日現在の公正価値を同日現在の金融負債の償却原価として扱うことを企業に要求する (第 97X 項)。

- (b) 条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分が適用開始日現在で残高がな

くなっている場合には、負債部分と資本部分を区分することを企業に要求しない（第 97W 項）。

(c) 修正の適用開始日を含む報告期間において、当該修正の適用開始から生じた分類の変更の性質及び金額を開示することを企業に要求する（第 97Z 項）。

(d) IAS 第 8 号の第 28 項(f)における定量的開示の経過的な免除を設ける（第 97Y 項）。

(e) 企業が修正を初めて適応する事業年度内に公表する期中財務諸表について IAS 第 34 項「期中財務報告」に関する具体的な経過措置を設けない。

初度適用企業について、IASB は追加的な経過措置を設けないことを提案している。

結論の根拠の BC262 項から BC270 項は、これらの提案に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を説明されたい。

修正案を遡及適用するという提案は、事後判断が必要となる他のケースを生じさせるか。その場合には、そのケース及び事後判断の必要が生じる状況を記述されたい。

(ASBJ 事務局の分析)

31. 現時点で特段の分析を行っていない。

質問 10—適格な子会社に対する開示要求（[IFRS 第 XX 号] の第 54 項、第 61A 項から第 61E 項及び第 124 項）

IASB が、本公開草案における提案が最終確定される前に公表される会計基準書案 [IFRS 第 XX 号「公的説明責任のない子会社：開示」] の修正を提案している。

[IFRS 第 XX 号] は、適格な子会社が IFRS 会計基準における認識、測定及び表示の要求事項を開示を削減して適用することを認めている。

IASB の提案は、開示の削減についての IASB の合意した原則に基づいて、IFRS 第 7 号について提案された開示要求から適切な開示要求を選択している。

結論の根拠の BC257 項から BC261 項は、選択された開示に対する IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案のどれかに反対の場合、その代わりに何を提案するのか及びその理由を、BC258 項に記述している削減した開示の原則を考慮に入れて説明されたい。

(ASBJ 事務局の分析)

32. 特段の分析を行っておらず、回答しない予定である。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び気付事項について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上

株主の裁量に関して検討されている一部の例（IASB ボード会議 2022 年 2 月 AP5B）例 1

例えば、ある企業が優先株式を発行し、その企業が普通株式の配当金を支払う場合にのみ、クーポンを支払う必要があるとする。普通株式の配当金の支払いには、株主総会での単純過半数による株主の承認が必要であり、これは企業の運営及びコーポレート・ガバナンス・プロセスの一部である。

取締役会は普通株式への配当を提案しないことを決定することができる。普通株式への配当の決定は、企業の制御の範囲内にあると考えられる。

企業は普通株式への配当を行わないことで、優先株主への現金の支払いを避けることができるため、普通配当を承認する株主の裁量は、優先株式を資本に分類することを妨げるものではない。

例 2

例えば、ある金融商品が現金または一定数の企業の株式での決済を必要とするが、新株の発行には株主の承認が必要とされる。また、これらの株式を公開市場から購入することはできないと仮定する。

現金の流出を回避する唯一の方法は、取締役会が固定数の株式による決済を提案することである。しかし、株主は新株の発行を拒否する可能性があり、その結果、企業が株式で決済することができなくなり、現金決済が必要となる。

新株発行の決定が日常的なものであり、運営及びコーポレート・ガバナンス・プロセスの一部とみなされるかどうかなど、その他の要因を考慮した更なる分析が必要となる。

例 3

優先株主が、他の事業の買収など特定の事象に反対票を投じた場合、現金による償還を要求する権利を保有者に与える優先株式について検討する。

この場合、優先株主は、買収に対する議決権行使を通じて、企業に対して償還を要求することができる。企業は、この決定は企業の制御の及ばないものであり、現金での償還を回避する無条件の権利はないと結論付ける可能性が高い。これらの優先株式は、金融負債に分類される可能性が高い。

以 上